

## 介護等体験の実施要件について

令和5年1月27日付け厚生労働省より、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について、5類感染症に位置づけることの指針が示されたことに伴い、今後、文部科学省より2023（令和5）年度の教育実習実施に係る通知がなされることが予想されます。

つきましては、現時点では以下の通り、体験実施における同様の対応を本学の基本方針としてお知らせしますが、文部科学省より正式な通知を受け、介護等体験実施に係る対応について変更が生じる場合は、改めてB-netより通知しますので、留意してください。

### 【介護等体験の実施要件】

- (1) 介護等体験の実施2週間程度前から、以下の取り組みを遵守し、健康状態に問題がない者。
  - ① 毎朝の検温および風邪症状等の確認を行い、「健康状態セルフチェックシート」へ記録すること。
  - ② 手洗いやうがいの励行、咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底し、また、常時マスクやエプロン（必要時の手袋）の着用など一層の感染症対策を行うこと。  
〔参考〕「一般的な感染症対策について（手洗いと咳エチケット）」（厚生労働省）
  - ③ 免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけること。
  - ④ 介護等体験の実施2週間程度前から、感染リスクの高い場所へ行く機会を減らすこと。  
また、共有の物品がある場所や不特定多数の人がいる場所の利用を避ける等、注意すること。
  - ⑤ 介護等体験の実施前に海外への渡航を控えること。渡航した場合については、必ず帰国後、2週間の自宅等での待機を経て、健康状態に問題がないことを確認すること。
- (2) 体験初日の朝に必ず「感染症予防についての誓約書」を体験先（学校・施設）へ提出できる者。
- (3) 体験期間のすべての日の朝に（1）で記録した「健康状態セルフチェックシート」を体験先へ提示（提出）できる者。
- (4) 家族等の近親者に感染者がいない者。また、自身が濃厚接触者に特定されていない者。
- (5) その他、体験先（教育委員会・社会福祉協議会）において定められた要件を満たしている者。  
また、体験期間中緊急事態宣言の発令等に伴う体験先（教育委員会・社会福祉協議会）の判断・決定事項を遵守できる者。

※詳細は、別途、当該年度の介護等体験実施対象者へお知らせします。